

次のとおり一般競争入札を行うので、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定により公告します。

令和6年5月21日

徳島市長 遠藤 彰 良

1 入札に付する事項

(1) 業務名

徳島市低所得者支援及び定額減税補足給付金業務

(2) 内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。この場合において、令和6年5月31日までに当該要件を満たすことを後記7の入札参加資格確認の手続（以下「入札参加資格確認手続」という。）において明らかにすることができるときは、入札参加資格確認手続に関する限りにおいて、当該要件を満たしているものとみなして取り扱うことができるものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。及び同条第2項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) この公告の日から落札決定までの間に、徳島市の登録業者名簿（物品・役務関係）に登載されている者であること。

(3) 徳島市の指名停止又は指名回避の措置を受けていないこと。

(4) 破産法に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(5) 徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。

(6) 情報セキュリティマネジメントシステムの要求事項を定めた規格（JIS Q27001）に係るISMS適合性評価制度における認証を受けており、この入札の公告の日以後継続して有効期間内にあること。また、本件業務で取り扱う情報を管理する部門

が当該規格に適合していることを明らかにすることができること。

- (7) データ印字を行った帳票について、当該印字を行った施設（工場）の敷地外に搬出せずに、封入封かん（圧着用紙の場合は圧着）までの作業を完結させることができること。
- (8) 印字処理から封入封かん（圧着用紙の場合は圧着）までにおける一連の作業に係る各工程単位において、徳島市が要求したときはいつでも、封入内容について識別可能となるもの（機械封入する帳票のうちデータ印字がある帳票にあつては動作ログを、その他の帳票にあつては重量計測センサ、厚み計測センサ等をいい、手作業の場合は手元監視用のカメラをいう。）によって封入内容の確認をすることができること。
- (9) 仕様書で定める印字用データの提供から納品までの間の日数について、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までをいう。以下同じ。)の日数を除かない日数で対応可能であること。
- (10) 印字用データの受け渡しについては、次の条件を満たすこと。
 - ア あらかじめ固定された相手方以外の者とはデータの授受を行うことができない仕組みが技術的に担保されたものによって行うこと。
 - イ U S Bメモリ等の持ち運びが可能な記録媒体を使用しないこと。
 - ウ L G W A Nを経由するものであること。
 - エ 徳島市の既存ネットワークの設定に追加、変更又は削除を加えないこと。
 - オ 上記ア～エを満たす環境を構築するために、徳島市が新たに費用を負担することがないこと。

3 契約条項を示す場所及び仕様書、入札説明書等の入手方法

この入札に係る業務仕様書及び様式等の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

公告日から入札参加資格確認申請期限まで

(2) 交付方法

徳島市のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/index.html>

4 質問

この入札に関する質問は、令和6年5月24日（金）午後5時までに、様式3「仕様書等質問書」に必要事項を記載し、後記6(2)に示す窓口（徳島市役所10階1001会議室）への持参又はFAX送信（宛先088-655-6560）により行うこと。また、FAX送信の場合、当該様式に記載の宛先にFAXにより送信した上、同日午後5時までに、FAX着信確認の電話連絡（午前8時30分から午後5時までの間に限る。）をすること。

なお、電話、電子メール、後記7に記載のヒアリング実施時における質問など、持参及びFAX以外の手段による質問には回答しない。質問の内容について不明な点がある場合には、担当部局から電話で問い合わせることがあるため、その旨留意すること。

5 質問に対する回答

この入札に関する質問に対する回答は、次のとおりとする。

(1) 回答期限

公告日から令和6年5月28日（火）まで

(2) 回答方法

徳島市のホームページに掲載する。

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/index.html>

6 担当部局

(1) 部局名

徳島市 健康福祉部 健康福祉政策課

(2) 窓口の場所

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所 10階 1001会議室

(3) 電話

088-621-5547

(4) FAX

088-655-6560

7 入札参加資格確認

(1) この一般競争入札への参加を希望する者は、令和6年5月31日（金）午後5時までの間に、事前に担当部局に電話連絡の上、様式1「入札参加資格確認申請書」を持参により提出し、後記(3)に記載のヒアリングを経て、入札参加資格の確認を受けなければならない。当該申請書については、期限後の提出及び電話、FAX、電子メール等の所定の手段によらない提出は、提出がなかったものとみなす。

(2) 前記(1)の入札参加資格確認申請書には、様式2「入札参加資格に関する誓約書」を添付しなければならない。

(3) 前記(1)の入札参加資格確認申請書を提出した者（以下「入札参加資格確認申請者」という。）は、令和6年6月4日（火）又は同月5日（水）の徳島市が指定する時間帯に徳島市役所11階1101会議室（徳島県徳島市幸町2丁目5番地）において実施するヒアリングに出席し、ヒアリングを実施する職員の質疑に応答しなければならない。

(4) 前記(3)のヒアリングにおいて入札参加資格確認申請者が明らかにすることができない要件については、これを満たさないものとして取り扱う。

- (5) 入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を満たすこととされた者に限り、この入札に参加することができる。
- (6) 入札参加資格の確認の結果は、令和6年6月6日（木）までに、入札参加資格申請者の担当者宛てに電話等で連絡する。別途、当該結果について記載した文書を郵送するが、入札時に当該文書の持参は要しない。

8 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所 11階 1101会議室
- (2) 日時 令和6年6月12日（水）午前11時00分

9 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

前記8の場所及び日時において、入札箱に入札書を投函する方法とする。その他の方法（郵便、電子メール、FAX等）による入札書の提出は認めない。

(2) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、契約期間中における総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

11 再入札（再度入札）

開札の結果、すべての入札が予定価格の制限に達しないときは、その場で直ちに再入札を行う。2回の再入札を行っても落札者が決定しないときは、入札を打ち切る。

12 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、徳島市契約規則第8条（第2号該当）の規定により免除する。

契約保証金は、徳島市契約規則第31条（第8号該当）の規定により免除する。

13 契約書作成の要否

要する。

14 入札の無効に関する事項

- (1) 徳島市契約規則第13条各号のいずれかに該当するもの、入札説明書で定める事項に違反するもの及び入札書又は委任状に不備があるものに係る入札は、無効とす

る。

- (2) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する者、徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けている者又は徳島市の指名停止若しくは指名回避の措置を受けている者のした入札は、無効とする。

以 上